特別徴収ご協力のお願い

～住民税は給与からの天引きで～

すべての事業所に特別徴収義務者の指定をしています。
事業主の方は、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

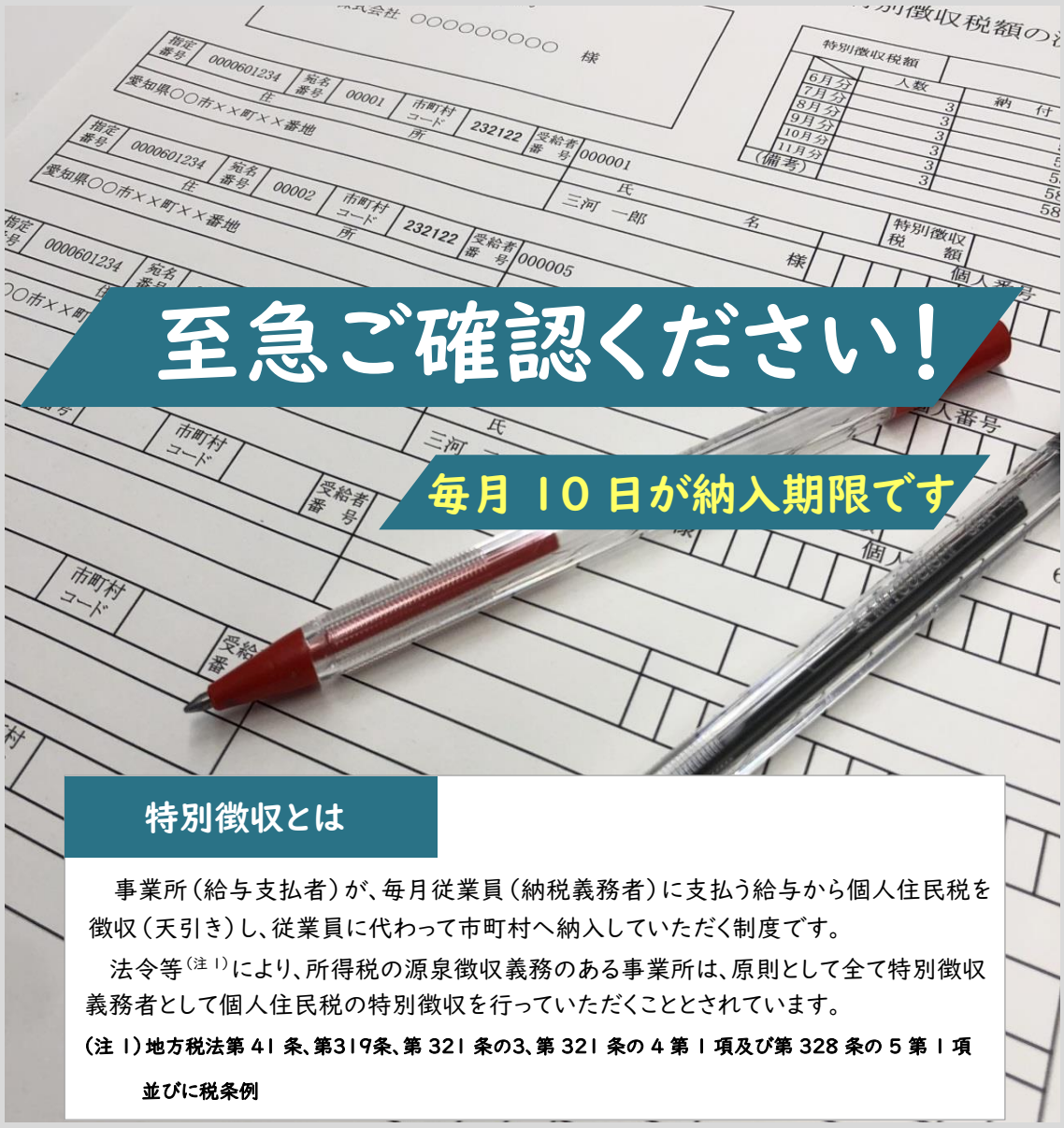

特別徴収とは

事業所（給与支払者）が、毎月従業員（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を徴収（天引き）し、従業員に代わって市町村へ納入していただく制度です。

法令等(注 1)により、所得税の源泉徴収義務のある事業所は、原則として全て特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収を行っていただくこととされています。

(注 1) 地方税法第 41 条、第319条、第 321 条の3、第 321 条の 4 第 1 項及び第 328 条の 5 第 1 項並びに税条例

1. 対象事業所

対象となる事業所は、<u>他の市町村を含む受給者総人員（正社員、契約社員、役員、パート、アルバイトなど雇用形態は問いません）の総数が 3 名以上の事業所</u>です。

ただし、以下のいずれかの理由に該当する受給者のみ、普通徴収（個人で納付）に切り替えることができます。

- 普A 受給者総人員(役員等を含む)が2名以下(普B～普Fを除く)の事業所の給与所得者
- 普B 乙欄該当者
- 普C 毎月の給与が少なく税額を天引きできない者（住民税非課税の場合など）
- 普D 給与の支払が不定期な者（給与の支払のない月がある者）
- 普E 個人事業主の専従者
- 普F 退職者・休職者または指定年度の 5 月 31 日までに退職予定・休職予定の者

2. 対象従業員

従業員が、上記A～Fの理由に該当しているか判断できない場合は、<u>特別徴収</u>としています。

給与支払報告書・総括表等から・・・

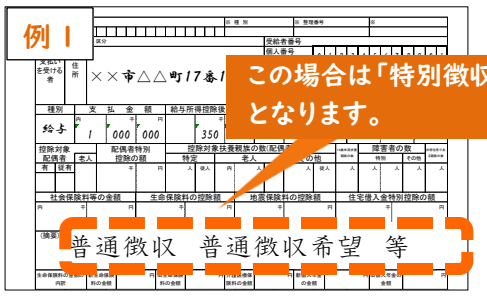

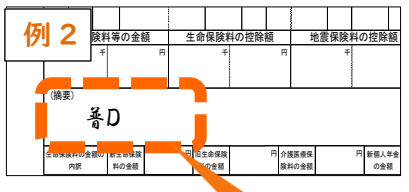

※普通徴収切替理由の記載がない場合は、<u>退職者及び乙欄該当者以外は全て特別徴収とさせていただきます。</u>

3. 税額決定通知書の見方

【特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）＝事業所用】

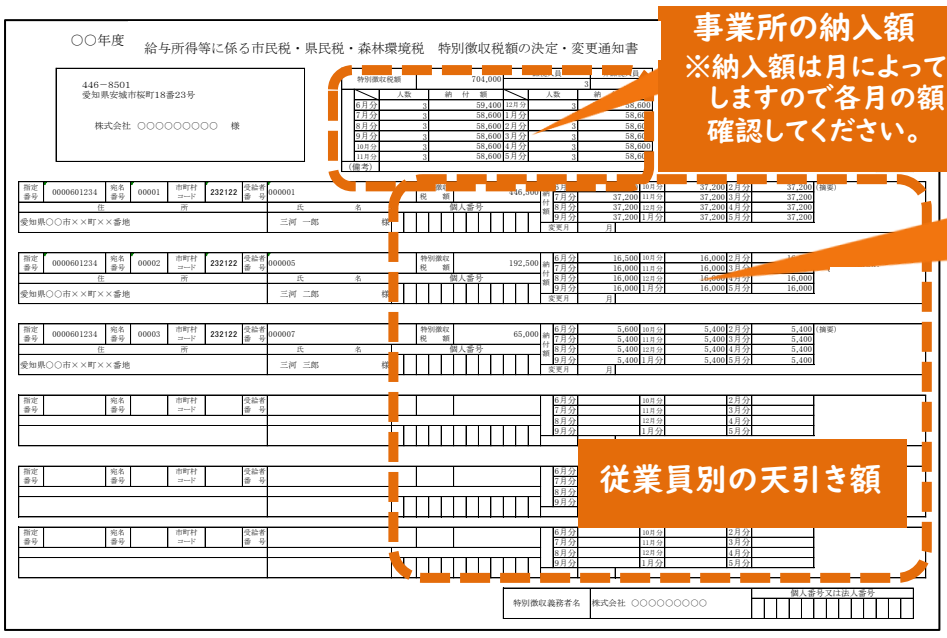

【特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）＝従業員用】

開封せずに従業員に渡してください。

特別徴収税額	446,500	納付額	6月分	37,300	10月分	37,200	2月分	37,200
			7月分	37,200	11月分	37,200	3月分	37,200
個人番号			8月分	37,200	12月分	37,200	4月分	37,200
			9月分	37,200	1月分	37,200	5月分	37,200
			変更月	月				

毎月の個人住民税額をお知らせしますので、給与から徴収（天引き）するための準備をお願いします。
所得税と違い、税額計算をする手間がありません。

通知書に、刈谷市在住(注 2)で給与天引き可能な従業員は全員記載されていますか？

(注 2) 事業所が把握されている住所と住民登録地が異なる場合があります。

はい

1. 退職、休職又は「1. 対象事業所」に記載の普A～普Fの理由のため、給与天引きできない従業員がいる場合は、必ず『給与所得者異動届出書』を提出してください。
   従業員本人の希望により、特別徴収を拒むことはできません。

2. 通知書に記載がない従業員、又は就職などにより年度の途中から特別徴収を開始する場合は、『変更依頼書』を提出してください。

※ 『給与所得者異動届出書』と『変更依頼書』は同封の『特別徴収のしおり』に綴られています。

（裏面）4. 納期・納入方法へ

いいえ

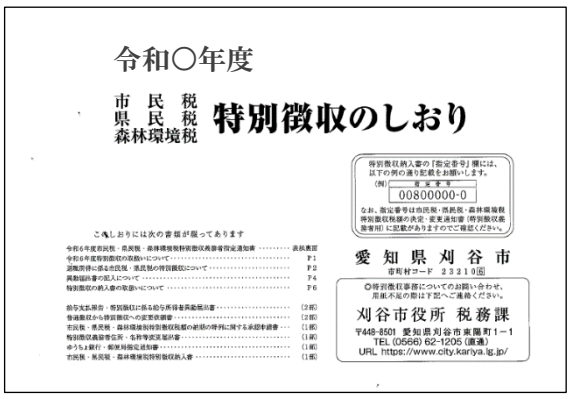

4. 納期・納入方法

特別徴収した個人住民税の納期限は、月割額を徴収した月の**翌月 10 日**です。

例えば、6 月分の納入期限は 7 月 10 日となります。（この日が土・日曜日、または祝日の場合は、その次の平日となります。）

従業員の給与から特別徴収税額の決定通知書に記載の税額を天引きし、市町村ごとにとりまとめ、市町村から送付される納入書で納入します。

なお、東海4県下以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入する場合は「**郵便局指定通知書**」（特別徴収のしおりに綴られています。）が必要になります。

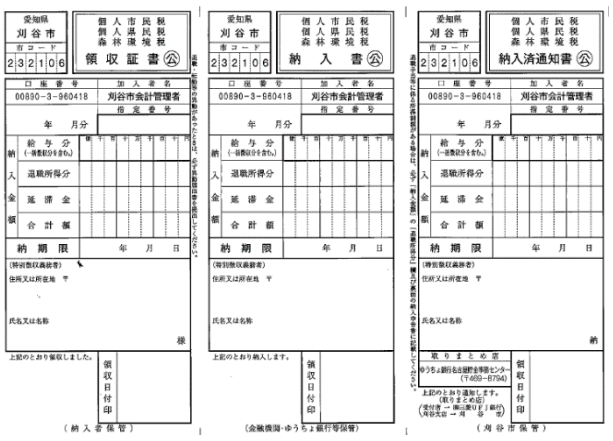

納期の特例（年 2 回納入）

給与の支払いを受ける者が常時 10 人未満の事業所は、申請（申請書はホームページから印刷できます）し、刈谷市の承認を受けることにより、毎月の納入から年 2 回の納入（個人住民税の特別徴収分の 6 月から 11 月までの分を 12 月 10 日までに、12 月から翌年 5 月までの分を 6 月 10 日までに納入）に変更することができます。（納期の特例）

※この特例は納期に関する特例ですので、従業員の給与からの徴収（天引き）は毎月行ってください。

※刈谷市の徴収金に滞納があり、納入に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、申請が認められない場合があります。

5. 税額の変更通知

従業員の期限後申告や給与支払報告書の訂正、所得・控除内容の調査結果、従業員の就職・退職等により通知済みの特別徴収税額に変更が生じた場合は、「特別徴収税額の変更通知書」が送付されますので、通知された変更月から徴収金額を変更してください。

また、事業所の納入金額も変更となりますので必ず変更後の額を確認してください。
※納入書の再発行を希望する場合はご連絡ください。

（例）年間税額 1,100 円増額 7 月分から各月 100 円増額

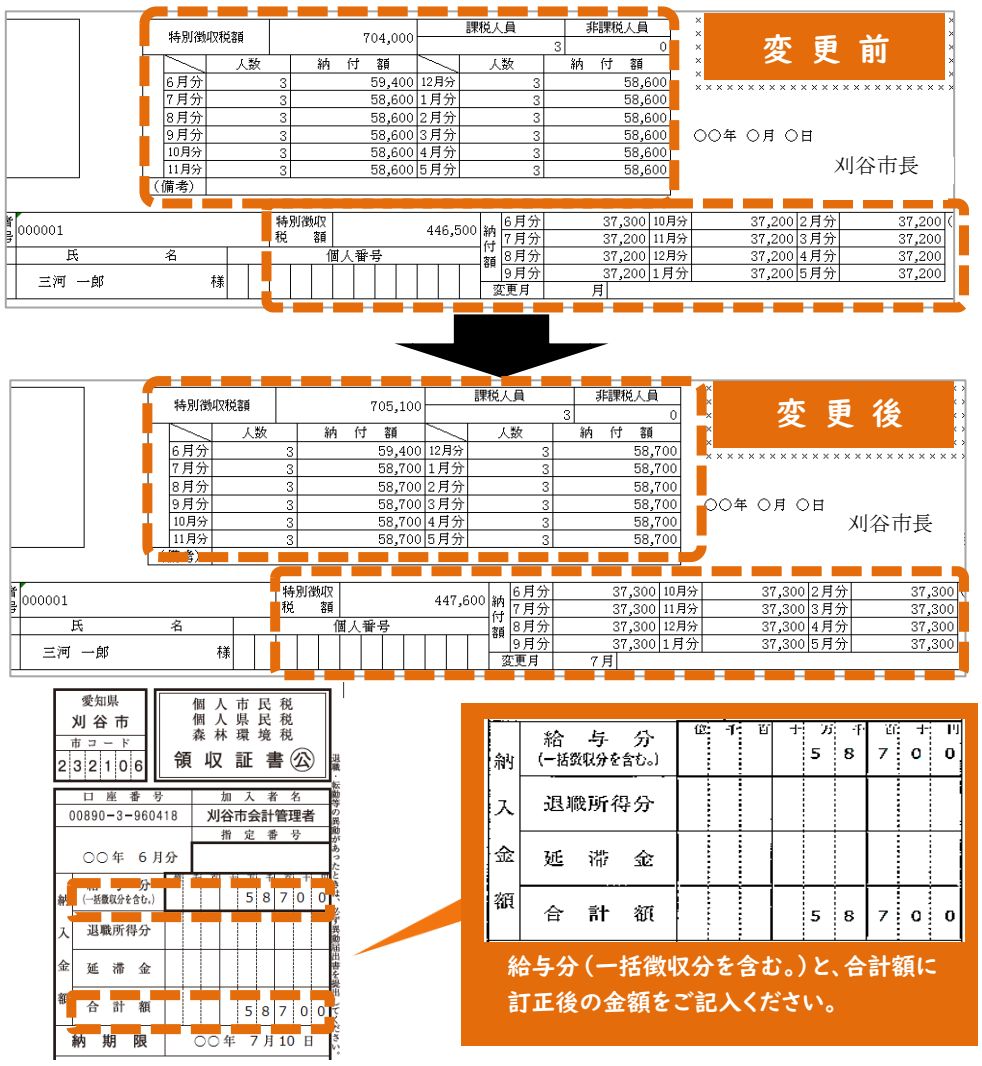

6. 特別徴収 Q&A

Q1 個人住民税の「特別徴収」とはどのような事務ですか？

A1 毎年 5 月に特別徴収義務者あてに、特別徴収税額の通知をお送りしますので、その税額を 6 月から翌年 5 月までの毎月の給与から徴収し、翌月 10 日までに各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

Q2 手間も増えるので特別徴収は行いたくないのですが。

A2 「事務の増加」「人手が足りない」「従業員の出入りが多い」などの理由上で特別徴収を行わないことは、法令上認められません。所得税や社会保険、雇用保険と同様に従業員の雇用環境の一つとしてご理解願います。

Q3 従業員から普通徴収にしてほしいといわれているのですが。

A3 従業員本人の希望などにより特別徴収を拒むことは認められていません。

Q4 特別徴収義務を放棄した場合、又は滞納した場合はどうなるのですか？

A4 特別徴収義務者として指定された事業所が特別徴収事務を放棄し滞納となった場合は、事業所に対して納期限後に督促状が発送されます。
なお、督促状が届いても納入されない場合は、事業所に対して滞納処分を行うことがあります。
また、従業員が納税証明等を取得できない等の不利益を被ることがあります。

Q5 所得税が発生しなければ、個人住民税も発生しませんか？

A5 税額の計算が異なるため、所得税が発生しなくても個人住民税は発生する場合があります。

Q6 毎月、個人住民税を納入するのは面倒なのですが、何か方法はありますか？

A6 全従業員（総人員）が常時 10 人未満の事業所であれば、市町村に申請し承認を受けることで年 12 回の納期を年2回（12 月・6 月）にすることができます。6 月から 11 月までの天引きした税額を 12 月 10 日までに、12月から翌年 5 月までの分については、翌年 6 月 10 日までにそれぞれ納入することになります。（納期の特例）

Q7 事業不振のため、特別徴収した個人住民税を納期限内に納税できないのですが。

A7 事業所が特別徴収した徴収金は、従業員からの預かり金であり、事業資金ではありませんので、必ず期日までに各市町村に納入してください。
なお、不正に事業資金に使用し、納入しない場合は脱税の罪（10 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金に処され、又は懲役及び罰金を併科されることがあります。）に問われることもありますのでご注意ください。

Q8 特別徴収税額通知書を受領後に就職した従業員がいる場合、年度途中から特別徴収に切り替えることはできますか？

A8 対象となる従業員の 1 月 1 日現在の住所地の市町村に特別徴収への変更依頼書を提出していただければ、年度途中からでも特別徴収に切り替えることができます。

その他のご質問につきましては、以下の問合せ先までお願いします。

問合せ先

〒448−8501　刈谷市東陽町 1 丁目 1 番地
刈谷市役所　税務課　市民税係　（市町村コード　232106）
TEL　0566−62−1205（直通）